

周南市住居表示情報デジタル化業務仕様書

周南市住居表示情報デジタル化業務において、周南市（以下、「発注者」という。）が、受注者に委託して実施する業務に係る必要な事項について、下記のとおり定める。

1 業務名

周南市住居表示情報デジタル化業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本業務は、発注者が管理・保管する住居表示台帳に掲載された情報をデジタル化することで、劣化・破損・災害等による滅失の防止を目的とする。また、納品されるデジタルデータは、別途構築する統合型GIS及び市民公開型GISに搭載して運用することを前提としており、データの重複整備を防ぎ、庁内での情報共有及び活用、業務の効率化及び高度化、並びに住民サービスの向上に資することを目的とする。

3 履行期間

契約の翌日から令和7年2月28日まで

4 履行場所

周南市役所及び発注者の承認する場所

5 業務概要

本業務の概要及び数量は、以下のとおりとする。

(1) 周南市住居表示台帳

(2) 対象範囲：周南市住居表示実施区域全域

ア	計画準備	1式
イ	資料収集整理	1式
ウ	製品仕様書作成	1式
エ	住居表示台帳スキャニング画像加工・標定	約2,400枚
オ	町丁目界データ入力	187町丁目
カ	街区・フロンテージ入力	2,157街区
キ	家屋データ入力	約34,000棟
ク	筆界線・地番データ入力	約2,400枚
ケ	住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳データ入力	約30,000件
コ	世帯主名等属性情報付与	約34,000棟
サ	打合せ協議（初回1回、中間2回、成果品納品時1回）	1式
シ	成果品とりまとめ	1式

(3) 業務実施体制

ア 受注者は、過去5年以内に地方自治体において住居表示台帳のデジタル化業務を元請として実施した実績を有すること。また、本業務は委託期間内での業務完了が必須であることから、契約後速やかに着手できる体制を確保すること。

イ 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書及び設計図書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。

- ① 住居表示に関する法律及び同法施行令
- ② 測量法及び同法施行令
- ③ 地理空間情報活用推進基本法
- ④ 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル(JPGIS)」
- ⑤ 総務省「共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書」
- ⑥ I SMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準
- ⑦ プライバシーマーク認証基準
- ⑧ 山口県業務委託共通仕様書
- ⑨ 周南市情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準
- ⑩ 周南市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ⑪ 周南市市長が保有する個人情報の保護等に関する規則
- ⑫ 著作権法（昭和45年法律第48号）
- ⑬ その他関係法令、通達

ウ 受注者は、本業務を実施するにあたり、直接雇用する以下の技術者を選任すること。

① 管理技術者

本業務の管理及び統括等を行う者として、他自治体においてGISを用いたデータ作成及びシステム構築の実務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経

験を有する者

② 照査技術者

成果物の内容について技術的な照査を行う者として、空間情報総括監理技術者及び個人情報保護士又は情報セキュリティマネジメントの資格、及び他自治体においてGISを用いたデータ作成の実務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者

③ 担当技術者

担当技術者のうち少なくとも一人は、個人情報保護士又は情報セキュリティマネジメントの資格を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者

エ 受注者は、業務を開始する前に、業務の意図するところ及び発注者の業務に関する考え方を十分把握し認識したうえで、各作業工程の検討を綿密に行い、円滑に業務を遂行できるよう人員、資材、時間配分等を考慮した実施計画を立案し、その計画に基づき次の各号に掲げる書類を作成、提出のうえ発注者の承認を得るものとする。

① 業務実施計画書

② 業務着手届

③ 業務工程表

④ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任通知書及び必要な実績や資格を証明する書類

オ 個人情報保護

① 本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

② 個人情報の取扱いにおいては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び周南市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第41号)を遵守するものとし、その漏洩、紛失等が無きよう、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

③ 受注者は個人情報保護及び品質管理の観点から、以下の資格を取得していなければならない。

・ JISQ27001：2015 （情報セキュリティマネジメントシステム）

・ JISQ15001：2017 （個人情報保護マネジメントシステム）

・ JISQ27017：2016 （クラウドサービスのための情報セキュリティ）

・ ISO9001 （品質マネジメントシステム）

(4) その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

6 業務内容

(1) 計画準備

- ア 発注者の現況を十分理解したうえで、各業務の内容を把握し、業務実施計画書を作成するものとする。
- イ 業務実施計画書作成にあたっては、本業務を合理的かつ正確に履行するため、各工程の作業方法及び業務実施体制を含め、余裕を持った計画としたうえで、それに合わせた業務履行体制を整えるものとする。
- ウ 本業務で作成したデータは別途構築する統合型GIS及び市民公開型GISに搭載予定であり、同システム構築業者とも連携し、円滑に業務を遂行できるよう、スケジュール調整を行うこと。

(2) 資料収集整理

- ア 受注者は、本作業に必要な資料を収集し、整理及び整理分類を行うものとする。ただし、次に挙げる資料については、発注者が必要に応じ受注者に貸与する。
 - ① 住居表示台帳
 - ② 住居表示新旧対照表
 - ③ 新築届受付台帳（平成21年以降の住居表示地区新築等の届出情報）
 - ④ 都市計画基本図（1/2500）
 - ⑤ その他必要とする資料
- イ 上記で掲げる資料のうち、①及び②は紙ベースでの貸与を基本とし、受注者が市庁舎内に機材を持ち込み電子データ（PDF）を作成する。
- ウ 大容量の電子データのやり取りは電子記録媒体により行うものとする。
- エ 受注者は、各資料を施錠可能な保管庫で保管し、施錠可能なかばんで運搬する等十分に注意し、個人情報の紛失、毀損等の事故を防止すること。

(3) 製品仕様書作成

- ア 本業務は、データの信頼性及び標準性、精度向上を図ることを目的とし、国際規格（ISO/TC211）及び国内規格（地理情報標準）に基づいた製品仕様書の作成を行うものとする。
- イ 同製品仕様書のうち、品質評価基準や品質評価方法及びメタデータについては、テンプレートにて作成するものとする。

番号	項目	内容
1	概覧	製品仕様書の作成に関する情報、空間データ製品の具体的な目的、空間データが対象とする空間範囲及び時間範囲、引用する規格、用語と定義により示す。
2	適用範囲	製品仕様書の適用範囲について、適用範囲識別と階層レベルにより示す。
3	データ製品識別	製品仕様書に基づく空間データ製品を他の空間データ製品と識別するための情報として、空間データ製品の題名、空間データ製品に関する問合せ先により示す。
4	データ内容及び構造	地物の定義を「JPGIS2014 応用スキーマのための規則」にしたがって記述し、一般地物モデルに基づき地物を抽出し、応用スキーマクラス図及び応用スキーマ文書により示す。
5	参照系	製品仕様書に準拠して作成される空間データを、実世界の空間や時間の中の位置を特定するため、空間参照系（座標）及び時間参照系にて示す。
6	データ品質	空間データがその利用目的に合致するために保証しなければならない品質の基準を、データ品質適用範囲とデータ品質評価尺度として示す。
7	データ製品配布	本業務において作成する空間データの、配布書式情報（書式名称、符号化規則、文字集合、言語）と配布媒体情報（単位、媒体名）を示す。
8	その他	作成する空間データの、管種等の項目ごとにメタデータの作成指示を行うと共に、JMP2.0の形式にてメタデータを作成する。メタデータは記載項目を明示すると共に、作成単位（作成区域）について明らかにする。

(4) 住居表示台帳スキャニング画像加工・標定

- ア 庁舎内にスキャナ等の機材を持ち込み、既存の住居表示台帳をもとにラスターデータを作成するものとする。
- イ ラスターデータ化した住居表示台帳について、都市計画基本図と整合するよう幾何補正処理を行い、座標情報を付与する。
- ウ 都市計画基本図とラスターデータとの位置合わせが困難な地区については、発注者の指示を仰ぎ、位置の確定を行うこと。

(5) 町丁目界データ入力

- ア 貸与された都市計画基本図をもとに、町丁目界データと町丁目名称データを作成するものとする。
- イ 作成する町丁目界データ及び町丁目名称データと、住居表示台帳（ラスターデータ）を確認し、形状に相違がある場合は発注者の指示を仰ぎ、都市計画基本図を正としてデータを修正すること。
- ウ 作成した図形データには、データ整備項目毎に属性情報の付与を行うものとする。

エ データ整備項目は以下のとおりとする。

データ名称	図形種類	属性情報	属性型
町丁目界	ポリゴン（面）	図形キー	整数
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		町丁目名	文字
		町丁目名_頭文字	文字
		町丁目名_ふりがな	文字
町丁目名称	ポイント（点）	図形キー	整数
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		町丁目名	文字

※連携キーは、街区界・街区符号・フロンテージ・フロンテージ番号とのリンクキーとする。

- オ 貸与された都市計画基本図データについて、本業務で作成する製品仕様書の座標系及びデータ形式に変換して利用するものとする。
- カ データの変換にあたっては、変換漏れ、変換ミスが生じないように、図形及び属性に対しデータの論理チェックを行うものとする。
- キ なお、チェックにおいて、過不足やイレギュラーなデータが出現した場合は、発注者に報告し、その取扱を別途協議により決定するものとする。

(6) 街区・フロンテージ入力

- ア 貸与された都市計画基本図をもとに、住居表示台帳（ラスターデータ）から街区界・街区符号・フロンテージ・フロンテージ番号データを作成するものとする。
- イ (5)で作成した町丁目界データの範囲に含まれる街区データ（街区界・街区符号）に対し、町丁目界データで有している属性データをGISの機能で関連付け、属性情報を付与する。
- ウ 作成する街区界データは、住居表示台帳（ラスターデータ）と都市計画基本図の地形と相違がある場合は都市計画基本図を正としてデータを修正する。
- エ フロンテージ番号はフロンテージの中央に基礎番号を作成する。
- オ フロンテージは「周南住居表示実施基準」に基づき、おおむね10m間隔を標準としているが、既に付定されている住居番号とフロンテージが一致するように、調整すること。調整手法については、発注者と協議する。
- カ 作成した図形データには、データ整備項目毎に属性情報の付与を行うものとする。
- キ データ整備項目は以下のとおりとする。

名称	図形種類	属性情報	属性型
街区界	ポリゴン（面）	図形キー	整数
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		街区符号	整数

名称	図形種類	属性情報	属性型
街区符号	ポイント（点）	図形キー	整数
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		街区符号	整数
フロンテージ	ライン（線）	図形キー	数字
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		街区符号	整数
フロンテージ 番号	ポイント（点）	図形キー	数字
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		街区符号	整数
		フロンテージ 番号	整数

※連携キーは、町丁目界・町丁目名称とのリンクキーとする。

(7) 家屋データ入力

- ア 貸与された都市計画基本図をもとに、住居表示台帳（ラスターデータ）を重ね合わせ、家屋形状を確認のうえ、家屋ポリゴンデータを作成する。
- イ 作成する家屋ポリゴンデータは、住居表示台帳（ラスターデータ）と都市計画基本図の家屋図形と相違がある場合は都市計画基本図を正としてデータを修正する。
- ウ 住居表示台帳（ラスターデータ）から玄関位置及び主要道路から玄関への出入口ルートを作成するものとする。玄関位置はポイントデータとし、出入口ルートはラインデータとして入力する。なお、台帳に玄関位置・出入口ルートの記載がない場合は、入力の対象外とする。
- エ 住居表示台帳（ラスターデータ）から住居表示番号等の属性情報を取得し、家屋図の属性情報として付与する。
- オ また、作成した家屋図データの属性情報として、発注者より貸与される住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳より付与するものとする。住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳の付与については、家屋図データの「住居表示住所」をキーとしてマッチング処理を行うものとする。

カ データ整備項目は以下のとおりとする。

図面名称	図形種類	属性情報	属性型
家屋	ポリゴン (面)	図形キー	整数
		連携キー	文字
		受付日	日付
		建築主郵便番号	文字
		建築主住所	文字
		建築主氏名	文字
		建築主連絡先	文字
		建築主連絡先 (ケータイ)	文字
		建築物所在地	文字
		建築完成年月日	日付
		町丁目コード	文字
		町丁目名	文字
		町丁目名_頭文字	文字
		町丁目名_ふりがな	文字
		街区符号	整数
		住居番号	文字
		付定年月日	日付
		住居表示実施期日	日付
		旧住所 (町名)	文字
		旧住所 (地番)	文字
		世帯主氏名	文字
		備考	文字
		管理番号元号	文字
管理番号年度	文字		
管理番号連番	文字		
住居表示番号	ポイント (点)	図形キー	整数
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		街区符号	整数
		住居番号	文字
付属屋	ポリゴン (面)	図形キー	整数
		連携キー	文字
		町丁目コード	文字
		街区符号	整数
		住居番号	文字
一体利用線	ライン (線)	図形キー	整数
		連携キー	文字

図面名称	図形種類	属性情報	属性型
出入口ルート	ライン (線)	図形キー	整数
		連携キー	文字
玄関	ポイント (点)	図形キー	整数
		連携キー	文字

※連携キーは、家屋と、住居表示番号・付属屋・一体利用線・出入口ルート・玄関とをリンクさせるためのキーを入力する。

※家屋の属性項目「旧住所 (町名、地番)」「世帯主氏名」「建築主郵便番号」「建築主住所 (町名、地番)」「建築主氏名」「備考」は、後述の住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳より付与を行う。

(8) 筆界線・地番データ入力

ア 住居表示台帳 (ラスターデータ) から筆界線・地番の入力を行い、筆界線ラインデータを作成するものとする。

イ データ整備項目は以下のとおりとする。

図面名称	図形種類	属性情報	属性型
筆界線	ライン (線)	図形キー	整数
地番	ポイント (点)	図形キー	整数
		地番	文字

(9) 住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳データ入力

ア 住居表示新旧対照表 (PDF) から「旧住所 (町名、地番)」「新住所 (町名、街区符号、住居番号)」「世帯主氏名」「備考」の入力を行う。

イ 新築届受付台帳 (Excel) から「旧住所 (町名、地番)」「新住所 (町名、街区符号、住居番号)」「建築主郵便番号」「建築主住所 (町名、地番)」「建築主氏名」「備考」の入力を行う。

(10) 世帯主名等属性情報付与

ア (9)で入力した住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳を、家屋図データの属性情報として、「旧住所 (町名、地番)」「世帯主氏名」「建築主郵便番号」「建築主住所 (町名、地番)」「建築主氏名」「備考」を付与するものとする。

イ 家屋図データへの属性情報の付与については、家屋図データの「住居表示住所」と、住居表示新旧対照表及び新築届受付台帳の「新住所 (町名、街区符号、住居番号)」をキーとしてマッチング処理を行うものとする。

ウ マッチング処理においてアンマッチとなったものは、アンマッチリストとしてとりまとめ、発注者に報告のうえ指示を仰ぎ、修正する。なお、アンマッチ箇所は作業数量の3割程度を見込んでいる。

(11) 目視点検

各種データ作成後、街区ごとに印刷を行い、既存の住居表示台帳と比較して目視点検を行うこと。

(12) 品質評価結果報告書の作成

- ア 品質評価については、下記に記載の品質評価項目に基づき、品質評価管理マニュアルを作成し、品質評価を実施する。
- イ 品質評価結果により、指摘された事項については、データの再確認を実施し、誤り等を訂正し、再提出を行うものとする。
- ウ とりまとめについては、「品質評価結果報告書」として、次の項目に従い発注者へ提出するものとする。

【品質評価項目】

品質要素	品質副要素	説明
完全性	地物、地物属性、地物間関係の存否	
	過剰	データ集合中に余分なデータがあるか。
	漏れ	データ集合からのデータの欠落があるか。
論理一貫性	データの構成、属性及び関係に関する論理的規則への忠実度	
	概念一貫性	概念スキーマ規則と合っているか。
	定義域一貫性	定義域（コードや作成領域等）に値が入っているか。
	フォーマット一貫性	データがデータ集合の物理的構造に従って格納されているか。
位置正確度	地物の位置の正確度	
	絶対又は外部正確度	地物の座標値が真とみなされる値に近接する度合い。（絶対的な位置精度）
	相対又は内部正確度	データ集合における地物の相対位置が、真とみなされる相対位置に近接する度合い。（相対的な位置精度）
	グリッドデータ位置正確度	グリッドデータの位置が真とみなされる値に近接する度合い。
時間正確度	地物の時間属性と時間関係の正確度	
	時間測定正確度	記述されている時間が正しいか。
	時間一貫性	時間の順序が正しいか。
	時間妥当性	データが記述された時間と合致しているか。
主題正確度	定量的属性の正確度、非定量的属性の正確性、地物の分類と地物間関係の正確性	
	分類の正確性	地物又は属性の分類が正しいか。
	非定量的属性の正確性	名称などの非定量的属性が正しいか。
	定量的属性の正確度	延長、面積などの定量的属性が正しいか。

(13) 打合せ

- ア 受注者は本業務の契約期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を履行し、各作業の工程ごと及び発注者が必要とする場合に、打合せを行わなければならない。
- イ 打合せ協議は、初回協議、中間協議(2回)、成果品納品時の計4回を基本とするが、必要に応じて協議を行うこと。対面による協議の他、Web会議等を用いた方法も可とする。また、業務着手時及び成果品納品時には、管理技術者が立ち会うものとする。
- ウ 受注者は、打合せ記録簿を作成し、内容を明確にして発注者の承認を得るものとする。なお、打合せ記録簿は、2部作成し、発注者受注者が各1部ずつ保管するものとする。

(14) 成果品とりまとめ

業務実施概要を取りまとめた業務報告書を作成するものとする。

7 納入成果品

(1) 成果品

ア 本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 住居表示台帳データ (Shape形式) | 1式 |
| ② 属性データ | 1式 |
| ③ 新旧対照表データ | 1式 |
| ④ 製品仕様書 | 1式 |
| ⑤ 業務報告書 | 1式 |
| ⑥ その他必要と認められた資料 | 1式 |

イ 各種ドキュメント等の文書類は、書類及びWord、Excel、PDF形式等の電子データでの納品も行うこと。

(2) G I Sへの搭載

作成したデータが統合型G I S及び市民公開型G I Sに問題なく搭載されるよう、発注者、受注者、及びG I S構築業者の三者にて必要な協議を実施すること。データの搭載に不具合が発生した場合は、三者で協議のうえ、必要な対応をとること。